

仕 様 書

- 1 業務の名称 大津市域水泳場夏期ごみ収集運搬処分業務
- 2 業務の期間 令和7年7月1日から同年9月30日まで
- 3 業務の目的 この業務は、真野浜水泳場及び志賀地域水泳場から排出されたごみを収集し、当該水泳場の美観を保つものである。
- 4 業務の内容 業務は、次に掲げるとおり実施するものとする。
 - (1) 真野浜水泳場及び志賀地域水泳場から集積場所へ搬出された一般廃棄物と産業廃棄物を定期収集し、処分する。
 - (2) 一般廃棄物については、北部クリーンセンターへ、同センターの業務時間内に搬入する。ただし、メンテナンス等の理由により同センターに搬入できないときは、同センターが指示する搬入先へ搬入するものとする。
 - (3) 産業廃棄物については、別に締結する産業廃棄物収集・運搬委託基本契約において定める最終目的地へ、当該最終目的地の業務時間内に搬入するものとする。
 - (4) 天候や交通事情等により、前2号の業務時間内の搬入ができない場合は、事前にそれぞれの施設の承諾を得た上で、これらの施設へ搬入するものとする。
 - (5) 「5 業務区域」に定める水泳場において清掃業務を行う者に対し、あらかじめ説明会を開催するなど、廃棄物の分別に関する周知について必要な措置を講じるものとする。
- 5 業務区域 大津市北小松ほか
真野浜水泳場及び志賀地域水泳場にあるごみ集積場所15箇所
別紙位置図のとおり（場所は状況に応じて変更する場合がある）
- 6 収集運搬・処理するごみの種類
一般廃棄物
(紙ごみ、生ゴミ、草木、水草、繊維ごみ等)
※段ボール類は、小口切りにし、透明のビニール袋に入れられたものは、燃えるごみとして収集・搬出・処分する。
産業廃棄物
(廃プラ、金属くず、ガラスくず、陶器くず)

銘柄	予定数量
一般廃棄物	35,558kg
産業廃棄物	39.5 m ³

7 収集の回数及び日程

実施回数については委託期間中、一般廃棄物 32 回、産業廃棄物 19 回とする。別紙日程表のとおり。収集の時刻は午前 8 時から正午までとし、可能な限り早い時間帯に収集すること。また、排出されたゴミを一度で収集できない場合は複数回実施し、収集もれのないようにすること。

なお、特に収集物の量が多く、上記以外の日で収集する必要があると委託者が認めた場合は、臨時に収集するよう指示する場合があります、この場合も委託業務に含めるものとする。

8 費用の負担

業務の実施に必要な費用（収集運搬費用、処理手数料、マニフェスト用紙等）は、すべて受託者が負担するものとする。

9 報告及び請求

受託者は当該月の業務完了後、完了報告書、マニフェスト（一般廃棄物は A 票、D 票／産業廃棄物（直行用）は A 票、B 2 票、D 票又は E 票）を委託者へ提出するものとし、完了報告書には、収集日及び合計数量を集計した書類を添付するものとする。

受託者は、委託業務完了後、契約書に掲げる額を請求するものとし、委託者は業務履行確認後、一括して支払うものとする。

10 その他

- (1) 作業の実施にあたっては、法令等を遵守するとともに常に安全を期すること。
- (2) ごみ集積場は、ごみの散乱のないようにすること。
- (3) 運搬車両への積込みについては速やかに実施し、来場者等への安全対策には十分に配慮すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは関係法令に従い、その都度、委託者と受託者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

令和 年 月 日

大津市長 佐藤 健司 様

所在地
名 称
代表者

印

大津市域水泳場夏期ごみ収集運搬処分業務完了報告書

標記の件について、業務が完了しましたので下記のとおり報告いたします。

記

1. 実 施 場 所 大津市北小松ほか
(真野浜水泳場及び志賀地域水泳場)
2. 実 施 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
3. 収集日及び合計数量 別紙のとおり

(別紙)

印